

令和6年度第10回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第10回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■委員、■番■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-31の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-31について報告します。場所は■から■へ■km、県道■号線沿いの■集会所から■m位入った場所にあります。1月21日に■委員と■の従業員であります■氏同行のもと現地調査と聞き取りを行いました。■は現在耕作されている農地もよく管理されており、かつ意欲的に営農に取り組まれており、今回の申請も規模拡大のためで、使用貸借権を設定されても何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	続きまして、3-32の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-32について報告します。場所は■から■へ直線で■mほどの場所にあります。1月22日に■委員と申請人であります■の■さんと■さん同行のもと調査しました。こちらの圃場は持ち主の■さんが兼ねてよりぶどうを栽培されていらっしゃいましたが、これで辞められるということで■のほうで事業承継というかたちで引き継がれるということです。4年ほど前から利用権設定をされて耕作を引き継がれていまして、初年度から十分に収量も確保できていますからこちらをふるさと納税の返礼品ですとか、農協出荷等で販売をされておりすでに安定した経営をされています。今回利用権設定廃止というこ

		とにともなって、3条の賃貸借のほうに移行されるそうです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、3-33の案件につきまして、■■■■推進委員さんお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-33について報告します。場所は■■■■から■■■■へ約■■■■km、■■■■近くの場所にあります。1月20日に■■■■委員と譲受人の■■■■氏同行のもと現地調査と聞き取りを行いました。申請者である譲渡人は遠隔地の■■■■に住んでおられ管理が困難であるため譲渡されることにしました。なお譲受人はこの土地が居住地に近いことから耕作可能と思われ譲り受けるとのことです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-31の件ですが、■■■■さんは他にも農地をお持ちだと思んですが、すでにどこかと利用権設定されているんですか？
	事務局長	利用権設定が12月で切れたものについて、今回3条の申請をされたので、他にも利用権設定されている農地がございますが、今の基盤法での貸し借りの期限がございますので、そちらは次の貸し借りの更新時に手続きをされるようになると思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-6の案件につきまして、■■■■推進委員さんお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号1-6について報告します。場所は■■■■から■■■■に■■■■mの場所にあります。1月18日に■■■■農業委員さんと一緒に現地調査しました。申請地は畑を庭として木を植えられて、数年手入れができておらず庭木がうっそうと茂ってありました。現状復帰により農用地としての利用は困難であると思われます。住宅のほうは空き家バンクに登録されているとのことでした。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	申請者が■■■■さんで、航空写真のほうは■■■■さんになっているんですが、この■■■■さんはご存命なんですか？
	会 長	もう亡くなられています。これは相続登記されているんですか？
	事務局長	■■■■さんは平成28年にお亡くなりになられて、令和6年3月1

		8日に所有権移転して相続されております。航空写真のほうは1月1日の情報ですので前の所有者のままになっております。ですので、今の所有者は■■■■さんとなっております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
報告第2号	議 長	続きまして報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	改良届を出して牧草を植え付けるということなんですが、また田にされるんですか？畑地化にされたら補助金も出るんじゃないかなと思いますし、色んな補助金の絡みもあるのかなと思うんですが、どうでしょうか？
	事務局長	届け出の際のお話でしたら、牧草を植えたいということでしたので、水稻は作付けされないというような回答でした。今現在も牧草をされていますが、それが畑地化というようなことは言われていませんでした。
	■■番	田よりは畑にしたほうが水はけも良くなるし、多少畑地化の補助金もあるんじゃないかと思って、わざわざ田にする必要があるのかなと。畑地化なら造成費用も安くすむのではなかったですか。多分なくなると思うんですが、5年に1回水はりをしないといけないとなると大変だと思うんですが。
	事務局長	また届け者のかたには、その旨をお伝えして検討していただくようにしたいと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後3時10分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和7年2月28日
		番 委員 番 委員